

資料4-2

プロファム（案）

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に、食品中に「不検出」とする農薬等の成分である物質として新たに定めたことの見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：プロファム [Propham (ISO)]

(2) 用途：除草剤、植物成長調整剤

カーバメート系除草剤である。また、ばれいしょの発芽阻止を目的に植物成長調整剤として用いられる。有糸分裂阻害により活性を示すものと考えられている。

なお、国内では農薬として登録されていない。

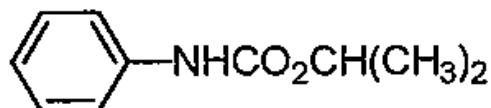
(3) 化学名

isopropyl phenylcarbamate (IUPAC)

isopropyl carbanilate (IUPAC)

1-methylethyl phenylcarbamate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式 C₁₀H₁₃NO₂

分子量 179.2

水溶解度 250mg/L (20°C)

(The Pesticide Manual 15th edition より)

2. A D I の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、平成19年6月5日付厚生労働省発食安第0605012号により食品安全委員会あて意見を求めたプロファムに係る食品健康影響評価について、以下の通り評価されている。

「ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量（A D I）を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムのA D Iを設定しない。」

3. 諸外国における状況

1992年のJ M P Rにおいて、試験成績が不十分であると判断され、A D Iの設定はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（E U）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、ニュージーランドにおいてばれいしょに残留基準が設定されている。

4. 基準値案

食品中に「不検出」とする農薬等の成分である物質として定める現行の管理措置を維持することとし、プロファムは食品に含有されるものであってはならないものとする。

(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留農薬基準告示
平成19年 6月 5日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に
係る食品健康影響評価について要請
平成19年 6月 7日 食品安全委員会（要請事項説明）
平成20年 7月 9日 第23回農薬専門調査会総合評価第一部会
平成20年10月15日 第44回農薬専門調査会幹事会
平成20年11月20日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成21年 1月 8日 食品安全委員会（報告）
平成21年 1月 8日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評
価について通知
平成22年 3月23日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成22年 3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所化学部部長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部食生活科学科教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェ クトリーダー
鰐渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)

答申（案）

プロファムについては、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが適当である。